



東京海上日動リスクコンサルティング（株）  
危機管理グループ  
グループリーダー 茂木 寿

## 動物愛護・環境保護団体の最近の動向について ～過激な動物愛護・環境保護活動の歴史と現状～ (第2部)

最近、SSCS (Sea Shepherd Conservation Society) による日本の捕鯨調査船に対する過激な抗議活動が報じられている。これは、決して最近はじまったものではなく、近年における過激な動物愛護・環境保護団体による行動の一例である。これらの行動は「Eco-Terrorism」とも呼ばれ、今後更に大きな問題に発展する可能性が極めて高い分野であることから、企業においては、その対策が急務となりつつある。そのため、この問題について弊社が「海外安全レポート」として2007年3月5日に作成した「動物愛護・環境保護団体の最近の動向について～過激な動物愛護・環境保護活動の歴史と現状～(その13)」の抜粋を、下記の通り掲載することとした。

※「海外安全レポート」は弊社の「海外危機管理情報提供サービス」に基づき、不定期に提供しているもので、2007年の実績で約40編のレポートを提供している。

参照 URL : <http://www.tokiorisk.co.jp/consulting/overseas/member.html>

現在、米国では SHAC (Stop Huntingdon Animal Cruelty) ・ ALF (Animal Liberation Front) ・ ELF (Earth Liberation Front) 等の過激な動物愛護・環境保護団体の活動が活発化・過激化しており、これら3つの団体は FBI (米連邦捜査局) により国内テロ組織に認定されている。特に ALF ・ ELF の2組織は、米国当局から国内最大のテロ脅威と認識されている。しかしながら、1992年制定の「動物関連企業保護法 (Animal Enterprise Protection Act 1992 : AEPA)」では、これら組織への効果的対策がとれないことから、法改正を求める声が高まっていた。これに対し、米国政府は2006年11月27日、動物関連企業等に対する過激な動物愛護団体による活動の取締りと罰則の強化を盛り込んだ「動物関連企業テロリズム法 (Animal Enterprise Terrorism Act : AETA)」を法制化し、施行した。しかしながら、これら過激な動物愛護・環境保護団体の取締りは困難であり、今後も過激な活動が継続又は拡大するのは確実な情勢である。第1部では、過激な動物愛護・環境保護活動のこれまでの歴史的経緯と現状についてまとめたが、下記(第2部)は、米国における過激な動物愛護・環境保護団体の動向についてまとめたものである。

### 1. 米国における過激な動物愛護・環境保護団体の動向

- ①米国における動物愛護・環境保護団体の過激な活動は、主に1980年代から開始された。当初は ALF (Animal Liberation Front\*1) ・ PETA (People for the Ethical Treatment of Animals \*2) 等が中心となった活動であり、主に過激な動物愛護運動 (ARM : Animal Right Movement) が中心であった。1980年代から90年代にかけての ALF ・ PETA の活動は、動物実験の廃止を目的に、実験用動物の搾取 (彼らは「解放」と呼んでいる) ・ 実験用装置の搾取・破壊等を中心

とした実験施設・関連組織への違法な活動(テロ:「直接行動(Direct Action)」)が主であった。

注: \*1 ALFは1976年に英国で設立されたが、現在では英国国内での活動よりも米国内での活動の方が活発であり、本部も米国内に設置されていると言われている。このALFは、現在最も過激な活動をしているELF・SHAC等と密接に連携している。HAS(Hunt Saboteurs Association)の主要メンバーであったRonnie Leeは1972年頃からハンターの車両・ボートの破壊、製菓メーカーの研究施設等の破壊を繰り返し、1973年11月10日には英国ロンドン北西のMilton Keynes(Buckinghamshire)の生物研究施設を放火する事件を起こした。この事件でRonnie Lee及びCliff Goodmanの2人が逮捕・起訴され、1974年に懲役3年の刑で服役したが、翌年の1975年に1年で釈放された。その後の1976年にALFを設立した。短期的には出来るだけ多くの動物を虐待している施設(研究所等)から救出すること、長期的には動物に苦痛を与え、利用(搾取)する企業に対し、経済的な打撃を与え、廃業に追い込むことを目的とする。(この企業に経済的打撃を与え廃業に追い込むという方針はELF・SHAC等、現在最も過激な活動を行っている組織も踏襲しており、その意味で大きな影響を与えたと言える)FBIは国内テロ組織に指定したが、小人数のセル単位で行動し、メディアへの連絡は通常、電子メール、ファックスで行うため、捜査は困難である。

\*2 PETAは英国生まれのIngrid Newkirk及び米国の活動家Alex Pacheco等が中心となり、1980年に米国バージニア州・ノーフォーク(Norfolk, Virginia)で設立された。動物を一切の隷属から解放することを目的としており、1980年代を通じ、研究所等での動物実験反対等の運動を展開し、大きな成果を得ている。特に、メディアを意識した活動を展開(特に公共の場所で裸になりデモ等を行うことを世界中で行っている)することで急激に組織を拡大しており、SHAC・ALF・ELF等の過激な動物愛護・環境保護団体へも物心両面で支援している。有名人の会員も多いことで知られており、ソフィー・エリス・ベクスター(英国人気歌手)・クリスティ・ターリントン(スーパーモデル)・ナオミ・キャンベル(スーパーモデル・その他Kate Moss・Cindy Crawford等)・メリッサ・エスリッジ(歌手)・パメラ・アンダーソン(女優)・ブリジッド・バルドー(フランスの女優)・ポール・マッカートニー(音楽家)等が含まれている。1990年代後半以降は主に毛皮反対と食肉反対運動を展開しており、これらキャンペーンにも数多くの有名人を起用している。また、HP等で動物虐待を撮影した動画を流す等、メディアを意識した活動も多く、子供向けのサイト、雑誌で思想教育にも力を入れている。これらの活動により、2003年には、米国内で650万ドル以上の寄付を集めている。また、別組織となっているPETA基金も1,500万ドル以上の資金を有している。1999年にはマクドナルドへのボイコットを開始し、2000年8月にはマクドナルドは養鶏業者に鶏の飼育状態改善を要求した。この後、PETAは、2000年にバーガーキング、2001年にウェンディーズへのボイコットを開始し、それぞれ6ヶ月後と2ヶ月後にマクドナルドと同様の成果を上げたと言われている。マクドナルドは2002年4月10日、動物愛護推進、熱帯雨林保護、障害者雇用促進等を謳った45ページからなるレポートを発表し、CSRへの姿勢を高く評価された。

②しかしながら、1990年代後半に入ると、次第にこれら団体の活動がメディア等で報道され始め、それに呼応するように、活動も活発化した。更に、ELF(Earth Liberation Front\*)が1990年代後半から米国での活動を活発化したことに伴い、動物愛護・環境保護両面で更に過激な活動が行われるようになった。例えば、1998年10月18日にはコロラドのベール・スキー・リゾート(Vail Ski Resort)の放火事件(ALFと協働)で1,200万ドル、1999年12月13日にはミシガン州立大学の農学部ビルに数百万ドルの損害を与えた他、数多くの事件を引き起こしている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、活動が縮小傾向にあったが、2003年8月1日にカリフォルニア州サンディエゴ近郊のラ・ホーラ・プロジェクト(La Jolla Crossroads Condominium等)の建設現場を放火し、建築中の5階建て206戸のマンションや既に入居が始まっている隣接マンションが炎上、約400世帯が避難する騒ぎとなった。被害総額は約4,300万ドルに達し、それまでの被害総額に匹敵する被害をもたらしている。(1987年から2004年7月までに、米国内でのALF・ELFによる被害総額は1億1,000万ドル(約132億円)に上る)標的とする企業・組織は以下のようなものが含まれている。

◆ 野生地域の住宅開発・販売等に従事している企業・個人

- ◆ 遺伝子組み替えの研究を行っている企業及び大学
- ◆ 石油会社
- ◆ 自動車ディーラー
- ◆ 動物実験を行っている企業
- ◆ 森林関連産業
- ◆ 農業関連産業
- ◆ 森林及び野生動物関連の政府機関 等

注：\* Earth First! の派生組織として1994年に英国 Brighton で設立され、ほぼ同時に米国での活動を開始した。組織名はALFにちなんでいる。自然環境を破壊又は搾取することから利益を得ている企業等に対し、経済的な打撃を与えること、また自然環境及び地球上に共存する全ての生物に対して行われている残虐行為を大衆に知らしめることを目的としている。組織の実態は不明であるが、1997年以降、企業・個人・政府に甚大な被害をもたらしている。

- ③この他、食品・毛皮業界・サーカス・ロデオ・動物園等が攻撃目標となっており、場合によっては動物救済のためには殺人をも正当化する場合もある。そのため、これら過激な動物愛護・環境保護団体の手法は、些細な破壊行為から悪質な放火・爆発等にまで至っているのが現状である。更に、過激な動物愛護・環境保護団体である SHAC (Stop Huntingdon Animal Cruelty\*) はALF・ELFとも連携しており、組織のネットワーク化が図られており、攻撃の性質により、組織名を使い分けているのが実情である。SHAC のホームページに掲載される活動記録が、SHAC・ALF・ELFによるものが混在し、その情報元とされる外部リンクがALFの「Bite Back」である等、明確な区別がないこと等が、このことを裏付けている。

注：\* SHACは1999年11月にテレビで放映されたPETAメンバーが潜入し撮影したHLS社内でビーグルが虐待されているビデオを観た英国の動物愛護活動家 Greg Avery と Heather James により設立された。(HLSに対する抗議活動は当初はPETAが行っていた) 2000年にSHAC (USA) が設立され、主に米国内で過激な活動を行っている。なお、英国に本部を置くSHACと米国に本部を置くSHAC (USA) の活動は、一体化しており、一般的にSHACといった場合には、SHAC及びSHAC (USA) を含んでいる。

- ④SHAC・ALF・ELFは緩やかに組織されており、メンバーの重複・入れ替わりも多いため、取締りは困難である。例えば、2004年6月にサンフランシスコで開催されたバイオテクノロジー工業会 (BIO : Biotechnology Industry Organization) 主催「BIO2004」の席上、フィリップ・セレスティーニ (Phil Celestini) FBI (米連邦捜査局 : Federal Bureau of Investigation) 国内テロ特別捜査官は「環境テロはFBIの手がける捜査の中で最も手のかかるものである。こうした団体は、それぞれ完全に独立した組織ではないと考えている」と述べている。こうした状況の中、FBIはテロ対策強化のため、テロ対策特別捜査官を2003年までに1993年の倍以上の1,669人に増員した。(これは全FBI特別捜査官の約16%にあたる) しかしながら、複数の州にまたがるSHAC等の過激な抗議活動に対しては、これらを取り締まる連邦刑事法がなく、FBI捜査には限界があると言える。そのため、放火・爆破事件では比較的容易に犯人を検挙できるが、低レベルの過激な抗議活動に対しては有効な方法がないのが現状である。なお、SHAC・ALF・ELF等の過激な動物愛護・環境保護団体が使用する手法としては、下記のような手法が挙げられる。

- ◆ デモ (行進・アジテーション・要望書の手交の他、強引に施設内に侵入することも多い)
- ◆ ビラ配り・集会 (デモと平行して行われることも多い)
- ◆ ロビー活動 (政治家・政府関係者への働きかけの他、政治献金を行う場合もあり)
- ◆ 過激な行為に関する教育・セミナー (参加者に過激な活動方法の教育を行うことも多い)
- ◆ 特定キャンペーンの実施 (特定企業・組織・業界に対し集中的に抗議活動を実施することも多く「〇〇週間」等を協力者に呼びかけることも多い)
- ◆ 標的企業・組織等へのメンバー送り込み
- ◆ 標的企業・組織関係者への内部告発呼びかけ
- ◆ HPでの活動に関する情報の公開
- ◆ HPでの目標企業等に関する情報・映像等の公開

- ◆ HP での個人情報等の公開（標的企業の役員・従業員の氏名・住所・電話番号等）
- ◆ 施設等への侵入（ビラ配布・撮影等）
- ◆ 妨害（営業妨害等）
- ◆ 不買運動
- ◆ 窃盗（動物を逃がす等）
- ◆ 窃盗（実験機材等）
- ◆ 各種妨害行為（車両・船舶等による妨害等）
- ◆ 手紙・電話・ファックス・メールの大量送信（事務所・個人）
- ◆ サイバーテロ（DOS 攻撃等）
- ◆ 個人への威嚇・風評流布行為（個人の自宅周辺等での悪評流布・嫌がらせ・研究者・その家族や親戚・近隣住民への組織的な嫌がらせ（自宅への電話・訪問・デモ、子供を含む本人・家族への過度な接近）等）
- ◆ ストーカー行為（尾行・家族の遺骨窃盗等）
- ◆ 施設の破壊（実験装置やデータの破壊・打ち壊し等）
- ◆ 施設以外の破壊（社有車等）
- ◆ 個人の自宅・所有物の破壊
- ◆ 放火
- ◆ 傷害（殺人に至る場合は稀有）
- ◆ 爆破
- ◆ 同種組織以外の組織との連携（労働組合等）
- ◆ 同種組織への支援
- ◆ 目標企業・組織の関連組織・取引先・銀行家・投資家等への攻撃

## 2. 米国における過激な動物愛護・環境保護団体によるテロ事件の動向

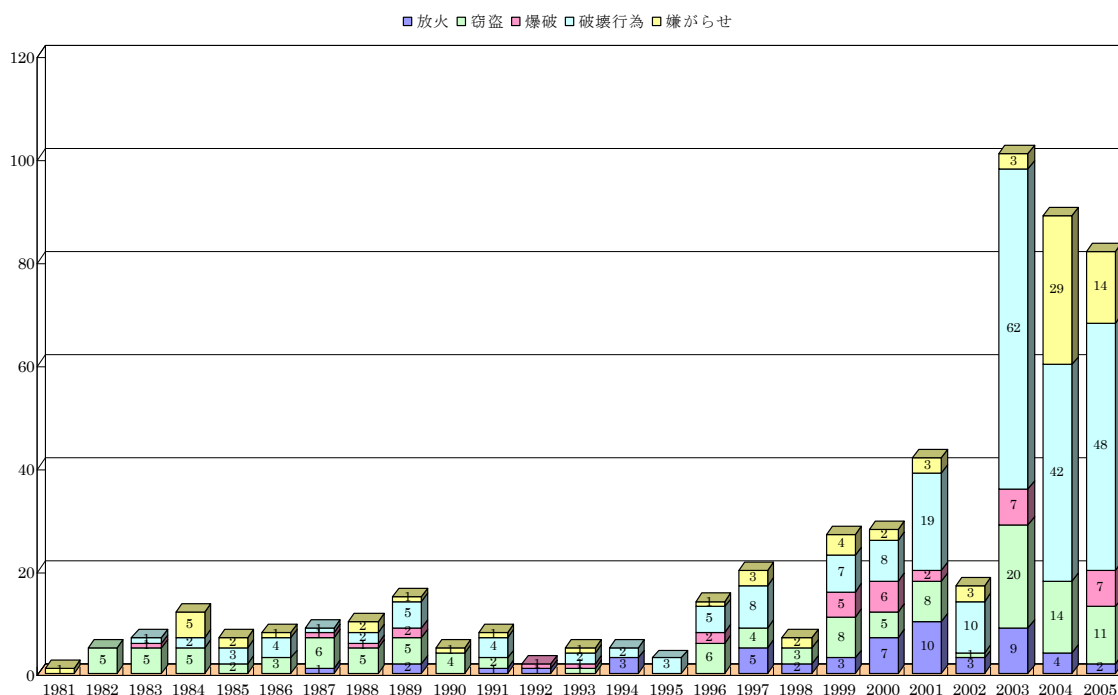
図表 1 は 1981 年に創設された米国最大の生物医学のための財団である生物医学研究基金（FBR：Foundation for Biomedical Research）が 2006 年 2 月に発表した過激な動物愛護・環境保護団体による違法行為（テロ）をまとめたのである。（図表 2 は図表 1 をグラフにしたもの）

【図表 1：米国における過激な動物愛護・環境保護団体による違法行為（1981 年～）】

年	放火	窃盗	爆破	破壊行為	嫌がらせ	合計
1981	0	0	0	0	1	1
1982	0	5	0	0	0	5
1983	0	5	1	1	0	7
1984	0	5	0	2	5	12
1985	0	2	0	3	2	7
1986	0	3	0	4	1	8
1987	1	6	1	1	0	9
1988	0	5	1	2	2	10
1989	2	5	2	5	1	15
1990	0	4	0	0	1	5
1991	1	2	0	4	1	8
1992	1	0	1	0	0	2
1993	0	1	1	2	1	5
1994	3	0	0	2	0	5
1995	0	0	0	3	0	3
1996	0	6	2	5	1	14
1997	5	4	0	8	3	20
1998	2	3	0	0	2	7
1999	3	8	5	7	4	27

年	放火	窃盗	爆破	破壊行為	嫌がらせ	合計
2000	7	5	6	8	2	28
2001	10	8	2	19	3	42
2002	3	1	0	10	39	17
2003	9	20	7	62	3	101
2004	4	14	0	42	29	89
2005	2	11	7	48	14	82
合計	53	123	36	238	79	529

【図表 2：米国における過激な動物愛護・環境保護団体による違法行為（1981年～）グラフ】



上記図表 1 及び図表 2 からは、動向の特徴として下記のような点を挙げる事が出来る。

- ①発生件数は 1996 年までは最大でも年間 15 件であったが、1997 年には 20 件に達し、2003 年には 101 件に達しており、ここ数年間で発生件数が急激に増加している。また、2004 年及び 2005 年も 80 件以上となっており、現状ではこれら違法行為（テロ）が全米で頻発していることを物語っている。（1997 年は ELF が米国内での活動を活発化した時期と符合する。また、2003 年は SHAC が米国内での活動を本格化した時期であり、これら急激な発生件数の増加の大きな要因となっている。なお、2002 に発生件数が大幅に減少しているが、これは 2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件に伴い、米国内での取締りが大幅に強化されたことが要因となっていると言える）
- ②手法としては、1996 年頃までは、主に動物の搾取・実験用機材等の破壊が中心であったが、1997 年以降においては、爆破・放火等の過激な手法が大幅に増加している。また、1997 年以降においては、下記のような嫌がらせ行為が大幅に増加していることも特徴として挙げられる。
  - ◆ ストーカー行為
  - ◆ 研究者・その家族や親戚・近隣住民への組織的な嫌がらせ（自宅への電話・訪問・デモ、子供を含む本人・家族への過度な接近）
  - ◆ 銀行家・投資家・取引先を含む実験施設関連先への組織的な嫌がらせ（企業への電話・手紙・

デモ) 等の

③また、テロの実行形態としては、ALF・ELF・SHAC等の協働のテロ行為が1999年以降、大幅に増加している。また、それに伴い、動物虐待・自然環境破壊又は搾取することから利益を得ている企業・組織等に対し、経済的な打撃を与えることを主たる目的とした過激な活動が大幅に増加している。なお、現在のこれら過激な動物愛護・環境保護団体の抗議活動の主たる目的は、これら企業・組織に経済的な打撃を与えることとなっている。また、そのためには、メディア等で大きく取り上げられることにより、その目的達成を促進する手法がとられていることで、更に行動が過激化する素地を提供していると言える。

#### ④テロによる損害

- 既述の通り、これまで確認された米国内でのALF・ELFによる研究施設・大学・製薬企業及びそれらの関連組織への攻撃による資産損害額は、1987年から2004年7月までに1億1,000万ドル(約132億円)に上っている。これにSHACによるものや間接的被害額を加えると、被害総額は甚大な額に上ると言える。
- また、これら過激な抗議活動・攻撃に対する警備費用等、付随する支出による損害も多額に上っている。更に、企業・組織に対するネガティブ・キャンペーン(Negative Campaigning)により、ブランド・イメージが低下し、売上が低迷するケースもある。
- 今後、テロを避けるため、製薬企業・研究施設が米国外に転出した場合、米国経済へ損失を与えることも懸念される。
- 企業・組織としての損害の他、研究施設・研究者への攻撃が研究の断念等を引き起こし、この結果、ガン・糖尿病・HIV/AIDS、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄疾患の治療法の発見が妨げられることにより、生物医学界のみならず人類が蒙る損害は計り知れない。(例えば、2006年8月には、カルフォルニア州のカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA: University of California, Los Angeles)の神経生物学者が、何年にもわたる自身と家族への嫌がらせ・脅迫から、動物を使ったパーキンソン病の研究を中止したことが明らかとなっている。また、同時期、UCLAの霊長類研究者の自宅を狙った爆発物を使用した攻撃が発生したが、爆発物は間違っって別の家に仕掛けられており、運良く起爆装置が作動せず未遂に終わった事件も発生している)

### 3. 米国内での法的規制強化の動き

#### ①これまでの主な法的措置

- ニュージャージー州でのSAHC7裁判
  - 2004年5月26日、FBIは全米各地で下記SHAC(USA)のメンバー7人(年齢は当時)を一斉に逮捕した。
    - Kevin Kjonaas (26) カルフォルニア州ピノーレ(Pinole)
    - Lauren Gazzola (25) カルフォルニア州ピノーレ(Pinole)
    - Jacob Conroy (28) カルフォルニア州ピノーレ(Pinole)
    - Joshua Harper (29) ワシントン州シアトル(Seattle)
    - Andrew Stepanian (25) ニューヨーク州ハンティントン(Huntington)
    - Darius Fullmer (27) ニュージャージー州ハミルトン(Hamilton)
    - John McGee (25) ニュージャージー州エディソン(Edison)
  - 2004年5月26日、ニュージャージー州連邦地方検事は、組織としてのSAHC(USA)とメンバー7人(SHA 7)を、「Animal Enterprise Protection Act 1992」に基づき、5つの罪状で起訴したと発表した。起訴状によれば、SHAC(USA)は、ニュージャージー州ミルストーン(Millstone)にあるHLS社の業務停止を目的として、メンバーや支援者に「直接行動」(テロ)を奨励し、HLS社社員に対する脅迫やサイバー・テロを行ったとしている。(5月20日にニュージャージー州連邦大陪審はこの起訴を決定していた)

が、同日の逮捕まで伏せられていた)

- 2005年6月、メンバー6人 (SHAC 6) の公判が開始された。(John McGee は免訴された)
- 2006年3月2日、ニュージャージー州連邦裁判所で、陪審団は組織としての SAHC(USA) と SHAC 6 に有罪の評決を言い渡した。この判決後、SHAC (USA) のホームページは閉鎖された。なお、ほぼ同時期に SHAC7 を支援するサイト (<http://www.shac7.com/index.htm>) が立ち上がっているが、このサイトは SHAC(USA) が閉鎖されたサイトの代替として設置したものと見られる。
- 2006年6月12日、ニュージャージー州連邦裁判所が SHAC 6 の再審の申し立てを却下した。
- 2006年9月、SHAC 6 にニュージャージー州連邦裁判所で判決が言い渡された。

【図表 3 : SHAC 6 への判決】

判決日 (2006年)	被告	役割	刑期	その他
9月12日	Kevin Kjonaas	リーダー	6年	共同で100万ドルの損害賠償金の支払い
	Lauren Gazzola	キャンペーンコーディネーター	4年4ヶ月	
	Jacob Conroy	HP 製作者	4年	
9月13日	Joshua Harper	西海岸コーディネーター	3年	
9月19日	Andrew Stepanian	ニューヨークコーディネーター	3年	
	Darius Fullmer	メンバー	1年	

□ オレゴン州での ALF と ELF メンバー起訴

- 2006年1月20日、オレゴン州連邦地方検事は、同州連邦大陪審が ALF と ELF メンバー11人を1996年から2001年にかけて、オレゴン州を含む5州で発生した17件のテロに関連し、65の罪状で起訴したと発表した。

【図表 4 : 起訴の根拠となった事件】

発生年月日	概要
1996年10月28日	オレゴン州デトロイトで、森林管理局事務所へ放火と放火未遂
1996年10月30日	オレゴン州オークリッジ近郊で、森林管理局事務所へ放火
1997年7月21日	オレゴン州レッドモンドで、Cavel West, Inc.に放火
1997年11月30日	オレゴン州バーンズ近郊で Bureau of Land Management Wild Horse and Burro Facility に放火
1998年6月21日	ワシントン州オリンピアで、National Wildlife Research Facility に放火
1998年10月11日	ワイオミング州ロックスプリングスで、Bureau of Land Management Wild Horse Holding Facility に放火未遂
1998年10月19日	コロラド州イーグル郡で、Vali Ski Facility に放火
1998年12月22日と27日	オレゴン州メッドフォードで、U.S. Forest Industries に放火と放火未遂
1999年5月9日	オレゴン州ユージーンで、Childers Meat Company に放火
1999年12月25日	オレゴン州モンマウスで、Boise Cascade Company 事務所に放火
1999年12月30日	オレゴン州ベンド近郊で高圧塔を破壊
2000年9月6日	オレゴン州ユージーンで、Police Department West University Public Safety Station に放火
2001年1月2日	オレゴン州グランデルで、Superior Lumber Company に放火
2001年3月30日	オレゴン州ユージーンで、Joe Romania Chevrolet トラックセンターのトラックと SUV35 台に対する放火と破壊

発生年月日	概要
2001年5月21日	オレゴン州 Clatskanie で、Jefferson Poplar Farm に放火と放火未遂
2001年5月21日	ワシントン州シアトルで、Washington Horticulture Center 大学に放火
2001年10月15日	カルフォルニア州リッチフィールドで、Bureau of Land Management Wild Horse Facility に放火

②既述の通り、米国では SHAC・ALF・ELF が FBI により国内テロ組織に認定されている。特に ALF・ELF の 2 組織は、米国当局から国内最大のテロ脅威と認識されている。しかしながら、1992 年制定の「動物関連企業保護法（Animal Enterprise Protection Act 1992 : AEPA）」では、これら組織への効果的対策がとれないことから、法改正を求める声が高まっていた。これに対し、米国政府は 2006 年 11 月 27 日、動物関連企業等に対する過激な動物愛護団体による活動の取締りと罰則の強化を盛り込んだ「動物関連企業テロリズム法（Animal Enterprise Terrorism Act : AETA）」を法制化し、施行した。同法の概要は以下の通りである。

- ◆ より効果的に司法省が動物愛護テロに対処できるようにする。
- ◆ 動物関連企業と取引がある又は関係のある個人・団体の資産を故意に破壊することを禁止することで、動物愛護テロリスト（Animal Rights Terrorists）による第三者への抗議活動に対処する。
- ◆ 個人や家族への婉曲的な脅迫を禁止する。
- ◆ 動物関連企業に関係があるとの理由で、ある個人やその家族に対して、死や重大な身体的損傷を想起させるような脅迫行為を行うことを禁止する。
- ◆ 故意の経済的妨害・損害、個人に対する身体的損傷、個人を死や重大な身体的損傷を想起させるような状況に置くことに対する罰則を強化する。
- ◆ 動物関連企業の定義を拡大し、動物保護センター、ブリーダー、ペット店、毛皮業者等の営利目的等で動物或いは動物製品を使用或いは販売する企業も含むようにする。
- ◆ 「経済的損害」を定義する。資産の損失、実験の機会が失われたことに起因するコスト、利益損失を含める。
- ◆ 「経済的妨害」を定義する。動物関連企業に関係のある個人・団体に対する脅迫、暴力行為、財産の破壊、侵入、嫌がらせ、威嚇に起因する損失或いはコスト増大を含める。（但し、合法的な不買運動は対象外）

【図表 5：法制化の経緯】

年月日	事柄
2004年5月18日	米上院法務委員会の「動物の権利：活動と犯罪」と題した公聴会開催 □ FBI がより過激になる ALF と ELF のテロ行為について報告した。 □ ユタ州選出オリン・ハッチ（Orrin Hatch）上院議員が対策の必要性を述べた。 □ Chiron 社のウィリアム・グリーン（William Green）上級副社長が現行の動物関連企業保護法（The Animal Enterprise Protection Act）では不十分だとして法改正を訴えた。
2005年10月26日	ALF のスポークスマン Jerry Vlasak は上院環境・公共事業委員会（Senate Committee on Environment and Public Works）で、実験動物を助けるため研究者を殺害することは正当化されると確信していると証言した。
2005年10月27日	James Inhofe 上院議員（オクラホマ州選出）が議会で「Animal Enterprise Protection Act 1992」の改正法案「Animal Enterprise Terrorism Act（AETA）」（S1926）を提出した。
2005年11月4日	Tom Petri 下院議員（ウィスコンシン州選出）が同じく改正法案「Animal Enterprise Terrorism Act（AETA）」（HR4239）を提出した。
2006年8月	カルフォルニア州で下記の過激動物愛護団体によるテロが明らかに。 □ UCLA の神経生物学者が、何年にもわたる自身と家族への嫌がらせや脅迫から、動物を使ったパーキンソン病の研究を中止。 □ UCLA の霊長類研究者の自宅を狙った爆発物を使用した攻撃が発生した。爆発



年月日	事柄
	物は間違って別の家に仕掛けられており、運良く起爆装置が作動せず未遂に終わった。
2006年9月8日	カルフォルニア州選出のダイアン・ファインスタイン (Dianne Feinstein) 上院議員が James Inhofe 上院議員と共同で、「Animal Enterprise Protection Act 1992」の改正法案「Animal Enterprise Terrorism Act (AETA)」(S3880:旧 S1926 に言論の自由を加えた) を議会に提出した。
2006年9月30日	AETA (S3880) が米上院を通過した。
2006年11月13日	AETA (HR4239) が米下院を通過した。
2006年11月27日	ブッシュ大統領が署名し、「Animal Enterprise Terrorism Act (AETA)」は法制化された。

#### 4. 企業としての対策

(詳細省略：契約先には具体的な対策を含め、詳細を記載・配布している)

以上

上記は弊社が「海外安全レポート」として2007年3月5日に作成した「動物愛護・環境保護団体の最近の動向について～過激な動物愛護・環境保護活動の歴史と現状～(その13)」の抜粋である。

※「海外安全レポート」は弊社の「海外危機管理情報提供サービス」に基づき、不定期に提供しているもので、2007年の実績で約40編のレポートを提供している。

参照 URL：<http://www.tokiorisk.co.jp/consulting/overseas/member.html>

(第163号 2008年1月発行)